

## 訪問看護ステーションEvery 訪問看護利用料金表（医療保険）

主治医が訪問看護の必要を認めた方に、主治医の交付した訪問看護指示書及び訪問看護計画書に基づき訪問看護を提供し、基本利用料並びにその他の利用料をお支払いただきます。

### 1. 保険単位と基本利用料

後期高齢者(75歳以上)		1割、現役並み所得者の方は3割	
健康保険	国民健康保険	高齢受給者 (70歳～74歳)	2割、現役並み所得者の方は3割
		一般(70歳未満)	3割(6歳未満は2割)

### 2. 基本利用料金明細

	週3日まで			週4日以上		
	看護師	准看護師	理学療法士等	看護師	准看護師	理学療法士等
訪問看護 基本療養費Ⅰ	5550円	5050円	5550円	6550円	6050円	5550円
	週3日まで		週4日以降		週3日以降	
	看護師	准看護師	看護師	准看護師	看護師	准看護師
	同一日に2人までの訪問		同一日に2人までの訪問		同一日に3人までの訪問	
訪問看護 基本療養費Ⅱ	5550円	5050円	6550円	6050円	2780円	2530円
	理学療法士等		理学療法士等		理学療法士等	
	5550円		5550円		2780円	
訪問看護 基本療養費Ⅲ (在宅に備えた外)	8500円					
	入院中に1回、厚生労働大臣が定める疾病などは入院中に2回					
訪問看護療養費	月の初日		2日目以降			
	7670円		3000円			
	2日目以降					
	管理療養費Ⅰ		3,000円			
	管理療養費Ⅱ		2,500円			

サービス内容	加算金額	備考
24時間対応体制加算 ・負担軽減処置 ・それ以外	6800円/月 6520円/月	休日や、夜間・早朝・深夜帯でも、病状の変化当時に電話で看護に関する意見を求めることができる体制にあり、必要時には訪問看護を行います。
緊急訪問看護加算(月14日目迄) 緊急訪問看護加算(月15日目以降)	2,650円/回 2,000円/回	利用者の希望で診療所・在宅支援病院の指示により緊急の訪問を行った場合
難病等複数回訪問看護加算 1日2回目(1)同一建物内1人 1日2回目(2)同一建物内2人 1日2回目(3)同一建物内3人 1日3回目(1)同一建物内1人 1日3回目(2)同一建物内2人 1日3回目(3)同一建物内3人	4,500円 4,500円 4,000円 8,000円 8,000円 7,200円	
長時間訪問看護加算 (1時間30分を超える)	5,200円	特別管理加算対象・特別指示書の場合は1回/週まで可能
複数名訪問看護加算 看護師・理学療法士と訪問(週1回) (1)同一建物内1人 (2)同一建物内2人 (3)同一建物内3人以上 准看護師と訪問(週1回) (1)同一建物内1人 (2)同一建物内2人 (3)同一建物内3人以上 看護補助者と訪問(週1回) (1)同一建物内1人 (2)同一建物内2人 (3)同一建物内3人以上	4,500円 4,500円 4,000円 3,800円 3,800円 3,800円 3,400円 3,000円 3,000円 2,700円	一人での看護が困難である場合(利用者・家族の同意を得た場合) ①悪性腫瘍等厚生労働大臣が定める疾病等の方 ②特別訪問看護指示期間中であって、指定訪問看護を受けているかた ③特別な管理を必要とする方  ※理学療法士は、作業療法士、言語聴覚士を含む

看護補助者(別表7,8、特別指示)		
1日1回の場合		
(1)同一建物内1人	3,000円	
(2)同一建物内2人	3,000円	
(3)同一建物内3人以上	2,700円	
1日2回の場合		
(1)同一建物内1人	6,000円	
(2)同一建物内2人	6,000円	
(3)同一建物内3人以上	6,000円	
1日3回の場合		
(1)同一建物内1人	10,000円	
(2)同一建物内2人	10,000円	
(3)同一建物内3人以上	9,000円	
夜間・早朝訪問看護加算	2,100円	夜間とは18時～22時 早朝とは6時～8時
深夜訪問看護加算	4,200円	深夜とは22時～6時
退院時共同指導加算 (1回 がん末期等は2回)	8,000円	病院や介護老人保健福祉施設に入院、入所中の方が退院・退所にあたって、医師・訪問看護ステーションの看護師等が共同して、居宅における療養上必要な指導を行った場合
特別管理指導加算 (特別管理加算の対象者は加算)	2,000円	
退院支援指導加算	6,000円	厚生労働大臣が定める疾病等、厚生労働大臣が定める状態にある利用者が、保険医療機関から退院する日に看護師が療養上の指導を行った場合
在宅患者連携指導加算 (月1回)	3,000円	医療関係職種間の連携による指導等
ベースアップ評価料Ⅰ	780円	月に1回の算定
ベースアップ評価料Ⅱ		
(Ⅱ 1～10)	10円～100円	スコアが1上がるたびに10円ずつ増える
(Ⅱ 11～18)	150円～500円	スコアが1上がるたびに50円ずつ増える
在宅患者緊急時等カンファレンス加算(月2回)	2,000円	主治医の求めで利用者宅でのカンファレンス
訪問看護ターミナルケア療養費 (介護保険との通算可能)	25,000円	死亡日及び死亡前14日以内に2日以上ターミナルケアを行った場合
訪問看護情報提供療養費	1,500円	市等への情報提供
特別管理加算(Ⅰ)	5,000円/月	Ⅰ. 在宅悪性腫瘍患者指導管理、在宅気管切開患者指導管理、気管カニューレ、留置カテーテルを使用している状態 Ⅱ. 在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法、在宅自己導尿指導管理、在宅人工呼吸指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理、在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態 人工肛門・人工膀胱を設置している状態、真皮を超える褥創の状態、在宅患者訪問点滴注射管理指導料を算定されている状態
(Ⅱ)	2,500円/月	

注：特別指示書による訪問看護：医療保険で回数制限のある方・介護保険の訪問看護をご利用中の方に対して、医師より急性増悪により頻回の訪問看護を行う必要がある旨の、特別訪問看護指示書が出た場合、一月につき指示の日から14日を限度として訪問看護が適用となる。

(但し、①気管カニューレを使用している状態、②真皮を越える褥創の状態の方については、月2回まで)

3. その他利用料(ご利用者の選定にかかる訪問看護の提供に関する差額)  
長時間、休日訪問の料金について(実費自己負担になります)

訪問提供時間帯	単 位	金 額
営業時間内で2時間を超える訪問 (長時間訪問看護加算の対象外の時)	9:00～18:00 30分毎	1,000円
休日の訪問	1回	1,000円
週3回を超える訪問(回数制限のある方)	1回	8,500円

5. その他利用料 (交通費等実費)

<p>交通費</p>	<p>事業所を拠点として                  片道おおむね 5km未満・・・1kmごとに150円                  5km以上・・・1kmごとに250円                  公共交通機関利用は、実費</p>
<p>死後の処置料 (エンゼルケア)</p>	<p>15,000円</p>